

# 総務教育常任委員会資料

(平成30年5月21日)

## 〔件名〕

- ・ 第1回県有施設・資産有効活用戦略会議の開催結果について  
【資産活用推進課】・・・1
- ・ 未利用・低利用財産（老朽化した建築物の存在する施設等）の  
利活用方針について  
【資産活用推進課】・・・2
- ・ (元)鳥取警察署跡地（鳥取市青葉町）の売却について  
【資産活用推進課】・・・4
- ・ 平成29年度ふるさと納税（個人、中部地震がんばろう寄附）の  
実績について  
【資産活用推進課】・・・6
- ・ 北朝鮮による拉致被害者等の帰国後支援について  
【人権・同和対策課】・・・7
- ・ 県市町村歴史公文書等保存活用共同会議の開催結果について  
【公文書館・政策法務課】・・・10
- ・ 首都圏アンテナショップ「とっとり・おかやま新橋館」の継続に  
ついて  
【東京本部】・・・14

総 務 部

# 第1回県有施設・資産有効活用戦略会議の開催結果について

平成30年5月21日  
資産活用推進課

県有施設・資産の適正管理、戦略的活用の方策などを検討するため設置している「県有施設・資産有効活用戦略会議」の平成30年度第1回会議を下記のとおり開催しました。

## 記

- 1 日 時 平成30年5月14日（月）午前10時～10時50分
- 2 場 所 県庁34会議室
- 3 出席者 副知事（座長）、各部局長等
- 4 概 要

### (1) 美術館整備へのPFI手法導入検討について

美術館整備について、「鳥取県PPP/PFI手法活用の優先的検討方針」（以下「優先的検討方針」）に基づき、コンサルタントによるPFI導入可能性調査結果を参考とした評価（第二次検討）を実施した。

⇒ その結果、直営や指定管理者制度等と比較して、コスト削減が最も期待できるPFI手法（BTO方式）を導入する方針を決定した。

また、アドバイザリー委員会やコンサルタントの調査でも具体の意見があった点について、以下のとおり整理した。

#### <デザイン性の重視>

コストを抑制しつつ、建築デザインを重視できる方法を取り入れるとともに、県民とのコミュニケーションが図れる手法を検討する。

#### <運営業務の範囲>

管理部門（総務・施設管理等）については、民間企業に委ねる。また、学芸部門については、美術作品の収集、保存、調査・研究、展示、教育普及等を中心とする中核業務は県業務として引き続き実施することとし、周辺業務である広報・宣伝・賑わい創出機能等については、県と連携することを前提に民間企業に委ねる。

### (2) 発電施設運営へのコンセッション方式導入について

小鹿第一・第二発電所、春米発電所の運営に対して、コンセッション方式導入の是非について再検討を実施した。

⇒ その結果、経営リスクや実現可能性を考慮した上で、企業局利益が最大となるコンセッション方式の導入を決定した。

日野川第一発電所へのPFI手法（コンセッション方式含む）導入については、夏頃を目途に追加の是非を検討する。

### (3) 鳥取県PPP/PFI推進地域プラットフォームの設置について

内閣府の「地域プラットフォーム形成支援事業」に採択（全国で5団体）され、7～8月を目途に第1回会議・セミナーを開催予定であることを報告した。

PPP・・・Public Private Partnership の略。官民連携のこと。公共的な社会基盤の整備や運営を、行政と民間が共同で効率的に行おうとする手法をいう。（PFIもPPPの一手法）

PFI・・・Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法をいう。

BTO方式・・・Build-Transfer-Operate の略。民間事業者が公共施設等を建設し、施設完成直後に公共に所有権を移転し、民間事業者が維持管理・運営を行う手法をいう。

コンセッション方式・・・PFI法に基づき、民間事業者に運営権を設定の上、当該民間事業者が利用料金を徴収して公共施設の運営等を行う方式をいう。

地域プラットフォーム・・・県内の行政、経済団体、金融機関が集まり、PPP/PFI事業のノウハウ取得と案件形成能力の向上を図り、地元事業者の事業関与につなげることを目的とした組織をいう。

## 未利用・低利用財産（老朽化した建築物の存在する施設等）の利活用方針について

平成30年5月21日

資産活用推進課

現在、未利用・低利用となっている県有財産について、鳥取県公共施設等総合管理計画の基本方針<sup>※1</sup>に基づき、積極的に売却を進め、県の財源確保を図ることとしているところですが、売却する上で支障となる恐れがある建築物の除却について報告します。

なお、除却にあたっては、公共施設等適正管理推進事業債（除却事業）<sup>※2</sup>を活用することとし、対象期間である平成33年度までに計画的に実施します。

### 1 当課の所管する建築物の除却の優先順位の考え方

以下の考え方で、優先順位を整理した。

- ①まずは当課の所管する建築物の「危険度（老朽化の進行度など）」により順位付けた。
- ②その上で「具体的な除却後の土地利用方針や購入意向」のある建築物を最優先とした。
- ③次に「具体的な除却後の土地利用方針や購入意向」は確認できていないが、除却後に売却できる可能性が高い、または財産評価額が除却費用を上回る見込みの建築物を位置付けた。
- ④さらに残りの建築物についても「除却費用と財産評価額の比較」、「維持管理費」、「地域住民の要望」等を勘案し、次に位置付けた。

※優先順位(案)は別紙のとおりであり、除却に向けた具体の進捗調整については、今後、関係課とも協議の上で進めていく予定。

### 2 当課の所管していない建築物の除却対応

当課に引き継がれていない未利用・低利用の県有財産については、第三者との紛争、約束事項が未解決、隣接地との境界確定が完了していないなど、何らかの課題を抱えているため、早期解決に向けて所管課へ働き掛けるとともに、当課も支援することとする。

解決後は当課に引き継ぎ売却を進めることとし、建築物の除却が必要な場合は、1により優先順位を整理する。

### 3 その他の売却への取組・検討事項等

- (1) 上記1の検討の結果、建築物の除却の優先順位が低い施設については、県の倉庫や書庫としての活用や民間事業者への貸付等の活用策を検討する。
- (2) 建築物除却済の土地のうち、公募の結果、不落札となったものについては、改めてホームページ、現地看板などを活用して広報を行うとともに、分割売却や再評価などの手法を検討するなど、売却に向けた一層の取組を行う。

#### 【※1：公共施設等総合管理計画の基本方針（公共建築物）（抜粋）】

- 現在未利用となっている施設や資産価値に見合わない利用状況となっている施設（今後見込まれるものを含む）は売却を促進し、施設の保有量の縮小と維持管理費用の削減に努める。
- 早期の売却が困難な未利用財産については、市町村や民間企業への貸付を行うなど効率的な利活用を図る。
- 老朽化し危険な建物（未利用施設を含む）については、必要に応じて修繕・改修工事を行うほか、建物の危険度に応じて解体の必要性を検討する。

#### 【※2：公共施設等適正管理推進事業債（除却事業）の概要】

- 各地方公共団体における公共施設等総合管理計画に基づき行う除却事業を対象として充当することができる地方債
  - > 充当率 …… 事業費の90%
  - > 対象期間 … 平成29年度～平成33年度

(別紙)

## 未利用・低利用財産（建築物）の除却に向けた優先順位（案）

### 1 建物を除却した上で売却に向かう物件

除却年度	施設名称	所在地	面積 (㎡)	建築年度
H30年度	(元) 警察本部職員宿舎 (丸山) ※宿舎1、倉庫1のみ	鳥取市丸山町118	建 535.20 土 1,046.00	S36.3
H30年度	(元) 警察本部職員宿舎 (田園町・部長)	鳥取市田園町3-217	建 421.72 土 1,472.00	S44.6~S46.1
H30年度	(元) 西品治宿舎	鳥取市西品治861-1	建 989.61 土 1,382.13	S46.5
H31年度	(元) 倉吉市立河北中学校	倉吉市上井字橋ノ下503-1	建 6,746.44 土 19,757.27	H3.2 (部室) S60.8 (管理教室棟) S36~60 (その他)
H31年度	(元) 越殿特別県営住宅	倉吉市広瀬町1577-15	建 866.19 土 810.15	H48.3
H31年度	(元) 上井第一宿舎	倉吉市上井切れ口627-1の一部	建 242.54 土 518.32	S49.3 (倉庫) H5.3 (自転車置場) H7.3 (職員住宅)
H31年度	(元) 上井第二宿舎	倉吉市上井切れ口626-1	建 319.02 土 684.39	S49.3
H32年度	(元) 産業技術センター (応用技術部生産技術科)	米子市日下1239	建 26.06 土 -----	不明

### 2 建物を除却せずに売却に向かう物件

施設名称	所在地	面積 (㎡)	建築年度
(元) 日野寮	日野町舟場162-4	建 428.93 土 777.13	S52.4
(元) 両三柳教職員宿舎	米子市両三柳4574-7	建 976.65 土 1,504.47	H7.3
(元) 米子家畜保健衛生所	米子市吉岡319-10	建 306.06 土 1,189.76	S46.3 (事務所・車庫) S59.3 (焼却炉上屋)

※建…建物延床面積  
土…土地面積

※一部の物件について、当課へ所管替えの作業中のものがある。

※上記以外にも、普通財産として当課への引継準備が可能なものについては積極的に所管替えを行い、売却に向けて取り組む。

## (元) 鳥取警察署跡地 (鳥取市青葉町) の売却について

平成30年5月21日

資産活用推進課

鳥取市青葉町の(元)鳥取警察署跡地について、平成23年3月頃に鳥取市から城北地区公民館等用地として活用したいとの要望があり、今年2月に一括購入の意向が示されました。

このたび、平成32年4月の施設供用開始に向けて、早期に設計施工に取り掛かる必要があるため、今年5月に土地売買の仮契約を締結したい旨の連絡がありましたので、報告します。

今後は、6月市議会で購入経費の補正予算及び財産取得の議決後、7月に本契約となります。県としても、売却に向けて事務処理を進めます。

1 売却予定額 268,941千円 (売却面積:6476.68平方メートル)

### 2 契約方法 随意契約

鳥取市との直接契約であることかつ土地購入目的が、公共性の高い保育園及び公民館の建築であることから、随意契約としたいと考えています。

<根拠法令抜粋>

○地方自治法第234条第2項：随意契約は政令で定める場合に該当するとき限り、これによることができる。

○地方自治法施行令第167条の2第1項第2号：随意契約によることができる場合は、不動産の買い入れ又は借り入れなどの契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

○鳥取県会計規則運用方針：令第167条の2第1項第2号に該当するものは以下のとおりであるが、これらに該当する場合であっても濫用にわたらないよう注意すること。

・国、他の地方公共団体その他公共団体と直接契約を締結するとき。

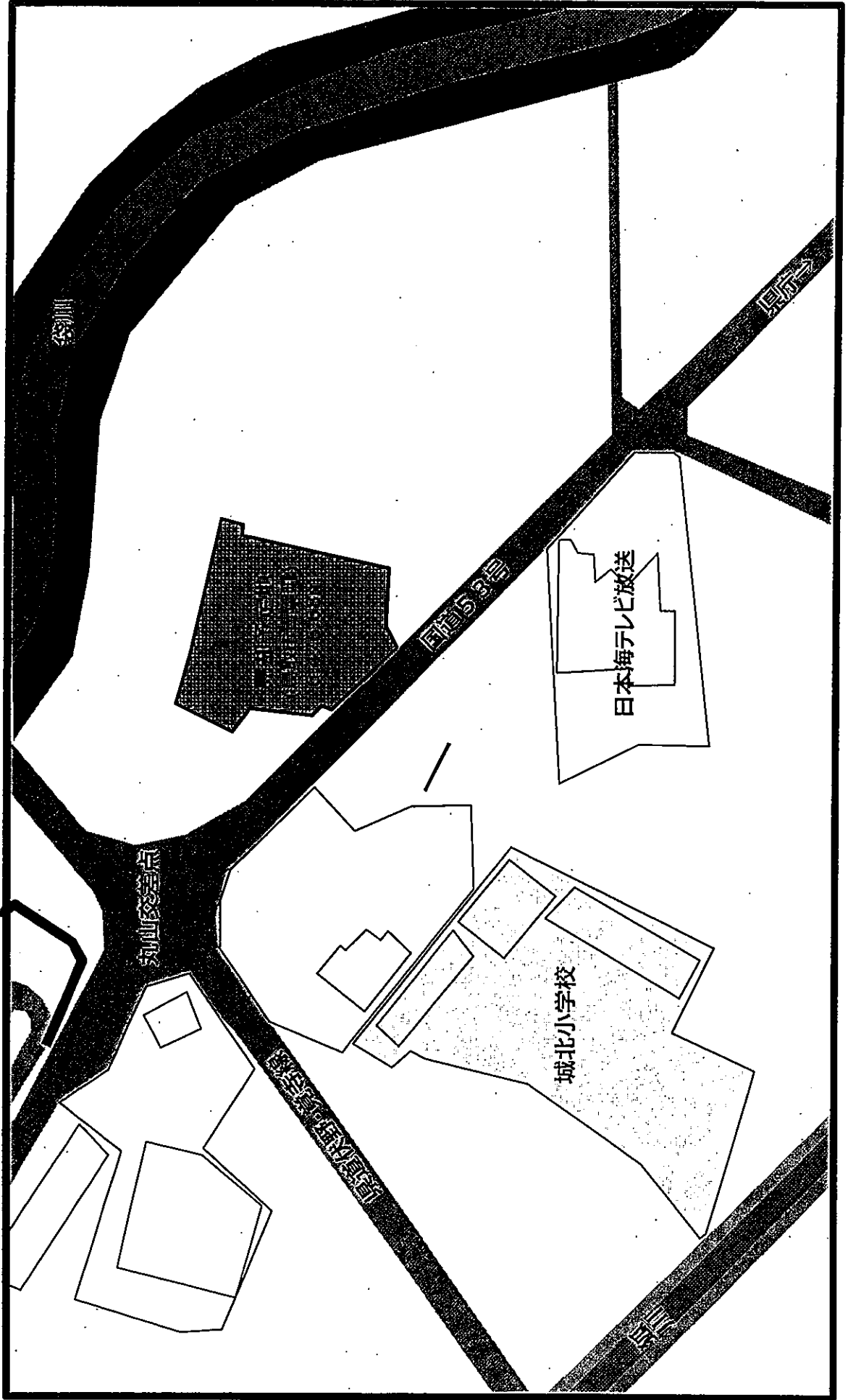
### 3 想定スケジュール

時期	県	市
H30.1	財産評価審議会諮問→答申	
4	市へ売却額を提示(268,941千円)	
5	土地売却契約(仮契約)	土地売却契約(仮契約)
6		土地売買契約、購入経費予算の議案提出
7	土地売買契約(本契約)	土地売買契約(本契約)
7~8	所有権移転手続き	購入代金支払い
10		造成工事着工
H31.3~		保育園建築及び外構工事
H31.6~		公民館建築及び外構工事
H32.4		保育園・公民館竣工

※保育園は公設民営方式、公民館は公設公営方式の予定です。

# (元) 鳥取警察署跡地の売却

## ■売却予定地の情報



# 平成29年度ふるさと納税（個人、中部地震がんばろう寄附）の実績について

平成30年5月21日  
資産活用推進課

平成29年度ふるさと納税における鳥取県内の実績が確定しましたので、次のとおり報告します。

## 1 平成29年度寄附受入実績

### (1) ふるさと納税

県全体の金額は、過去最高額となりました。また、県分は概ね前年度並みとなりました。

年度	県		市町村		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
25年度	24,198件	33,607万円	54,369件	78,693万円	78,567件	112,299万円
26年度	6,779件	17,051万円	144,377件	199,163万円	151,156件	216,213万円
27年度	14,448件	36,070万円	186,062件	308,117万円	200,510件	344,187万円
28年度	9,633件	21,153万円	176,180件	328,122万円	185,813件	349,275万円
29年度	9,152件	20,563万円	172,911件	335,913万円	182,063件	356,476万円
前年度比	95.0%	97.2%	98.1%	102.4%	98.0%	102.1%

### ○受入額の多い県内市町村

- |                            |                            |
|----------------------------|----------------------------|
| 第1位 境港市 (40,644件、71,760万円) | 第2位 倉吉市 (21,135件、58,244万円) |
| 第3位 米子市 (35,787件、57,492万円) | 第4位 北栄町 (17,835件、35,485万円) |
| 第5位 琴浦町 (11,730件、28,918万円) |                            |

### (2) 鳥取県中部地震復興がんばろう寄附

鳥取県中部地震復興への支援として、県への寄附金の状況は次のとおりです。  
なお、内訳中の個人分は、(1)ふるさと納税の県分の内数となります。

件数：1,861件 金額：6,292万円

(内訳) 個人：1,834件、4,883万円 企業等：27件、1,409万円

## 2 その他

### (1) 平成30年度ふるさと納税パートナー企業の決定状況

本県への寄附者に対して返礼品を提供するふるさと納税パートナー企業を決定しました。  
鳥取和牛をはじめ、今年度も多くの農産物・海産物などの県特産品を揃えました。  
なお、前年度と比較し、登録企業数及びお礼の品数が減少した主な要因として、次のような原因が挙げられます。

- ・昨今の配送料の値上げ等に伴い、お礼の品の贈呈に伴う企業負担が増加したこと。
- ・寄附者がお礼の品を選びやすいよう、各企業が注力商品に絞ったこと。

	H25.4.1	H26.4.1	H27.4.1	H28.4.1	H29.4.1	H30.4.1
企業数	51社	80社	138社	145社	135社	122社
お礼の品数	61品目	145品目	287品目	333品目	357品目	337品目

### (2) ふるさと納税制度に係る動向

ふるさと納税に係る返礼品について、本年4月1日付けで総務大臣より通知が発出され、返礼割合を3割以内とする平成29年度の内容に加え、次の事項が追加されました。

なお、本県は従来から適正に運用しているため、このたびの事項に該当するものではありません。

#### 【平成30年度総務大臣通知において追加された概要】

地域資源を活用し、地域の活性化を図ることがふるさと納税の重要な役割であることを踏まえれば地方団体の区域内で生産されたものや提供されるサービスとすることが適切である。

# 北朝鮮による拉致被害者等の帰国後支援について

平成30年5月21日

人権・同和対策課

朝鮮半島をめぐる情勢が激しく動いている中、拉致問題の解決に向けた急展開も予想されるため、拉致被害者の帰国に備えた体制を整えるための取組を進めています。

## 1 本県の対応状況

### (1) 国への要望（知事要望）

#### ア 3月20日（県単独）

トランプ大統領が5月までに北朝鮮の金委員長と会談する予定との報道を受け、鳥取県知事が田中内閣府副大臣に対して「拉致問題の完全解決について」緊急要望を行った。

#### イ 4月9日（北朝鮮による拉致被害者を救出する知事の会）

会長を務める埼玉県知事、新潟県知事、鳥取県知事が加藤拉致問題担当大臣に重ねて拉致問題の完全解決を要望した。

### (2) 関係機関との協議

#### ア 4月21日（知事・米子市長が拉致被害者の受入支援体制を協議）

鳥取県知事が米子市長と「北朝鮮による拉致被害者支援体制等について」会談し、拉致被害者の帰国が決定した場合には、速やかに「現地合同支援本部」を設置すること、支援に当たっては御家族の御意向を最優先とすることなど、本県出身の拉致被害者の帰国・帰郷に向けて、万全の態勢を整えていくことを確認した。

#### イ 4月23日（北朝鮮による拉致被害者支援に係る関係機関事務担当者会議）

(ア) 出席者 米子市（総合政策部長、人権政策課長ほか）、県（東京本部副本部長、西部総合事務所地域振興局副局長、総務部人権局長、人権・同和対策課長ほか）、県警外事課、米子警察署警備課

(イ) 確認事項 ① 平成26年に決定した「帰国後支援体制（別紙）」について、改めて全体像と各機関の役割分担を確認

② 具体の支援体制については、5月下旬までに初動時のマニュアルを作成（各業務に係る主担当者の割振り、通訳・医療スタッフの確保等調整）

## 2 今後の動き

5月下旬 拉致被害者支援に係る関係機関事務担当者会議の開催（米子市役所又は西部総合事務所）  
事態の急展開にも対応できるよう、本県出身の特定失踪者等出身自治体（日南町、伯耆町、大山町）を含めた関係機関と、事務レベルで具体的な支援内容を詰めていく。

### 【参考】

#### ○ 日米首脳会談（4/17～18）より

・ 北朝鮮が完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法での全ての大量破壊兵器及びあらゆる弾道ミサイルの計画を放棄する必要があることを確認した。こうした目的を達成するために北朝鮮が具体的な行動を取る必要があるとの認識を共有した。

・ 安倍総理は、トランプ大統領に対し、来る米朝首脳会談において拉致問題を取り上げるよう要請した。トランプ大統領は、金正恩國務委員長との会談でこの拉致問題を取り上げ、北朝鮮に対し日本人拉致問題の早期解決を働きかけることを確認した。

#### ○ 南北首脳会談（4/27）後の日韓電話首脳会談（4/29）での文大統領のコメント

・ 「安倍総理大臣からの要請を踏まえ、金委員長に対し拉致問題を提起した」と述べ、拉致問題の解決を重視する日本の立場を提起したことを明らかにし、これに関連するやり取りを説明

・ これを受けて安倍総理大臣は謝意を示し、両首脳は拉致問題の早期解決に向けて連携していくことで一致

※ 韓国大統領府は、文大統領が電話首脳会談の中で「金正恩朝鮮労働党委員長が『北もいつでも日本と対話する用意がある』と明らかにした」と日本側に説明



# 拉致被害者（松本京子さん）等の帰国後支援体制について

(H26. 6. 5方針決定/第2回北朝鮮による拉致被害者支援連絡協議会)

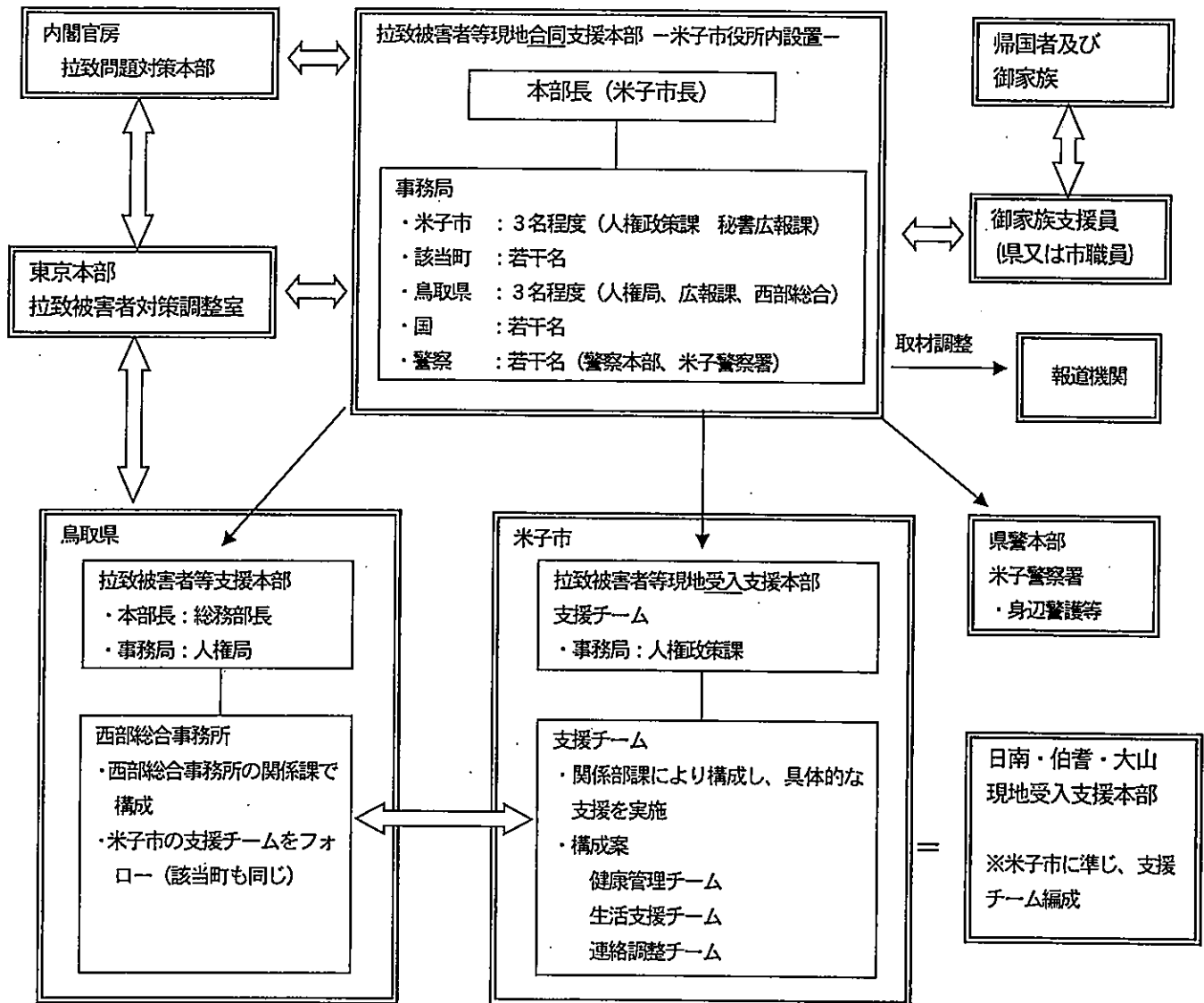
## 【帰国に伴う支援方針】

- 県・米子市等による現地合同支援本部の設置
- ふるさとで平穏な生活が送れるよう心をこめて支援

## 1 支援体制

### ＜現地合同支援本部＞

米子市、該当町村、鳥取県、国、警察で構成する現地合同支援本部を米子市役所内に設置、関係機関が連携して支援対応を調整する。



### ＜拉致被害者等現地合同支援本部の役割＞

- ・帰国決定後、速やかに設置する。
- ・支援本部の本部長は米子市長とする。
- ・支援本部は、関係先（御家族、国、県、市町村、県警）と連携し、支援の方向性について調整・協議する。
- ・具体的な事務の実施（例：車の手配、職員の動員等）について、関係機関へ指示する。

- ・米子市の広報担当課と連携し、御家族の意向を踏まえながら報道対応の窓口となる。
- ・御家族支援員を介して、御家族の窓口となる。
- ・被害者帰郷から概ね一週間で解散し、必要な業務は米子市（町村）拉致被害者等受入支援本部及び県総務部拉致被害者支援本部拉致被害者支援室並びに西部総合事務所へ引き続く。

<米子市（町）拉致被害者等受入支援本部・鳥取県総務部拉致被害支援本部・西部総合事務所>

- ・現地合同支援本部の指示を受け、各々の関係課に事務を割り振る。
- ・支援の実施状況を確認し、現地合同支援本部へ報告する。

## 2 ふるさとでの生活 ～生活再建支援～

生活再建に向けた支援を行い、当面の間警察による身辺警護及び米子市等による自宅周辺の警備等を行う。

- (1) 経済的支援（国負担：現行支援／ 県：生活支援金：30万円）
  - ・帰国に伴う費用（交通費、食糧費、宿泊費、医療費等）
  - ・生活の保障（国）
    - （永住決定後「拉致被害者給付金」を10年間支給：1世帯 月17万円）
    - （永住帰国の意思決定が困難な場合「滞在援助金」： " "）
  - ・生活の保障（県）
    - 本県に帰郷された拉致被害者に当面の生活費として「生活支援金」を給付：30万円
  - ・年金の給付（国）
    - 拉致期間を国民年金の被保険者期間とみなす（老齢基礎年金 772,800円）
- (2) 平穏な生活保障（県・米子市）
  - ・公営住宅等の入居を希望される場合、優先入居等について相談に応じる。
- (3) 心身の健康（県・米子市）
  - ・健康に過ごしていただくため、健康管理、精神的なケアの相談に応じる。
- (4) 生活相談（県・米子市）
  - ・拉致被害者ご本人のふるさとでの生活に関する相談に応じる。
- (5) 雇用機会の確保（県・米子市）
  - ・希望に応じ、職業相談に応じる。
- (6) 教育機会の確保（県・米子市）
  - ・就学該当者に対し、小中学校、高等学校、大学等への編入学等について相談に応じる。
- (7) 戸籍等に関する手続き（米子市）
  - ・日本国籍取得・各種届出（戸籍・住民票・国保・年金等）の相談に応じる。
- (8) 身辺警護及び自宅周辺警備（鳥取県警、米子市等）
  - ・警察による身辺警護を行う。
  - ・御家族及び御本人の意向を確認し、当面の間自宅周辺の平穏維持に対応する。

## 県市町村歴史公文書等保存活用共同会議の開催結果について

平成30年5月21日  
公文書館  
政策法務課

県や市町村、県民の保有する歴史資料として重要な公文書等の適切な保存及び利活用を推進するための「県市町村歴史公文書等保存活用共同会議」を開催しましたので、その概要を報告します。

- 1 日 時 平成30年5月9日（水）午後1時半から3時まで
- 2 場 所 新日本海新聞中部本社ホール（倉吉市）
- 3 出席者 県（総務部長、政策法務課、公文書館、図書館、博物館）及び全市町村  
（広域行政管理組合はオブザーバ参加）
- 4 議 事
  - (1) 平成29年度事業実績報告について
    - ア 共同会議設立
      - ・4月に施行となった歴史公文書等保存条例に基づく県と市町村の具体的な取組を推進するための組織として設立（4月25日）。
    - イ 部会の開催（3回）
      - ・「評価選別部会」では、市町村用の歴史公文書等の選別評価基準作成、「現用文書部会」では、電子決裁・文書管理システムの共同化等について検討した。
    - ウ 研修や災害時等の連携・協力体制の確立、普及啓発の実施
      - ・公文書の評価選別や資料保存・修復の研修を開催し、職員の専門知識や技能の向上を図るとともに、「災害時等の県立公文書館、図書館、博物館等の市町村との連携・協力実施計画」を策定。また、新条例制定記念シンポジウムや巡回企画展（県内4カ所）を開催し、歴史的に重要な資料の保存、活用に関する普及啓発を図った。
  - (2) 歴史公文書等の評価選別基準の標準例（市町村用）について
    - ・市町村が、歴史的に重要な公文書等の適切な管理・保存に活用するための評価選別基準の標準例について、決定した。（別添のとおり）
  - (3) 平成30年度事業計画について
    - 以下の事業を行うことを決定した。
    - ア 職員の資質向上のための研修
      - ・歴史公文書等の評価選別に関する研修会
      - ・資料保存・修復に関する研修会
      - ・公文書館職員等が希望市町村を訪問して行う文書の評価選別や修復等の助言、指導
    - イ 部会による個別課題の検討（検討事項の案であり、具体的内容は各部会で決定）
      - ・評価選別部会  
市町村用の評価選別基準の標準例を元に文書を評価選別する具体的な方法の検討
      - ・現用文書部会  
適切な文書管理を行うための文書の管理・保存のための諸規定の検討
    - ウ 災害時等の連携・協力体制の構築
      - 昨年度策定した災害時等の連携・協力実施計画に基づき、災害等で資料の滅失・破損の恐れがある場合に県市町村が連携して適切に資料の救出を行うことを確認した。
    - エ 地域歴史資料所在調査 災害時の文書救援や資料保存等に活用するため実施する。
    - オ 普及啓発の推進
      - 明治150年特別企画展や明治150年記念講演会を実施し、歴史的に重要な公文書等を残していくことの重要性について普及啓発を図る。

## 歴史公文書等の評価選別基準の標準例（市町村用）

鳥取県 県市町村歴史公文書等保存活用共同会議

鳥取県では、県、市町村、県民等の保有する歴史公文書等（歴史資料として重要な公文書等）の保存及び利用に関する基本的理念や保有主体（歴史公文書等を保有するもの）の責務・役割を定めた「鳥取県における歴史資料として重要な公文書等の保存等に関する条例」が平成29年4月から施行されました。

この条例の理念の実現に向け、県と市町村で「県市町村歴史公文書等保存活用共同会議」を設置し、連携・協力して取り組んでいくこととしています。

その共同会議で立ち上げた評価選別部会では、住民の将来の財産となる歴史公文書等を適切に管理・保存するためには評価選別が重要であり、その寄り所となる評価選別基準が必要であると考え、市町村用の歴史公文書等の評価選別基準の標準例を作成しました。

各市町村におかれましては、今後は評価選別という観点もふまえながら、これをひとつの参考例とし、それぞれの実情に即した適切な歴史公文書等の管理・保存に活用してください。

### 1 歴史公文書等として評価選別されるもの

- (1) 市（町・村）の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された文書
- (2) 市（町・村）民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された文書
- (3) 市（町・村）民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された文書
- (4) 市（町・村）の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録された文書
- (5) (1) から (4) までに掲げるもののほか、歴史資料として重要な情報が記録された文書

### 2 評価選別

別表1「評価選別基準」に基づいて評価選別を行う。

### 3 評価選別の対象外

別表2「評価選別対象外文書」に掲げる文書については、評価選別を行わない。

別表1 評価選別基準

分類	区分 (※)	説明	文書の例示
1 条例、規則、訓令等に関するもの	(1) (2)	立案・審査の過程、制定・改廃の決定、解釈基準の策定に関するもの（市（町・村）民生活に大きな影響を与えた要綱・要領の制定・改廃に関するものも含む。）	〇〇条例制定関係資料、法制審議会資料、他市（町・村）・他機関との協定に関する資料
2 行政制度の新設、変更、廃止等に関するもの	(1)	地方自治、情報公開、税財政、学校教育、人事評価の各制度の成立・運用・変更・停止に関するもの	〇〇制度創設（改正、変更、廃止）関係資料、〇〇制度運用関係
3 行政組織の改正及び人事に関するもの	(1)	機構改革、組織改正、定数、職制、事務分掌、人事評価、分限処分、給与制度に関するもの	総合計画策定、行政改革大綱、組織機構事務分掌等の策定に至る検討資料、人事・服務・給与等の制度や計画に関する資料
4 行政区画の変更、廃置分合に関するもの	(1)	市町村の廃置分合に関するもの	市町村合併に係る協議
5 議会、各種委員会、審議会等に関するもの	(1)	市（町・村）議会、行政委員会の議事及び議決結果、委員の委嘱に関するもの	議事録、議決結果、委員任免関係資料、審議会への諮問書・答申書・報告書
6 企画、調査研究、検討及び効果の測定に関するもの	(1)	計画の立案・策定・改廃の過程、パブリックコメントの結果、計画実施のための事前調査、効果測定に関するもの	〇〇ビジョン、基本計画、基本方針、推進指針、推進計画、行動計画、プログラム、アクションプログラム、マスタープラン、プラン
7 公有財産の取得、管理及び処分に関するもの	(1)	市（町・村）有財産、市（町・村）が管理する国有財産に関する重要なもの	市（町・村）有財産譲渡・取得報告、用途変更廃止、国有財産処分関係、道路・河川・海岸等の移管・廃止、特許権（知的財産権）
8 公共施設の建築等のハード事業の実施に関するもの	(1)	基本構想、調査設計、計画、実施に関する調査、関係許認可、住民説明会等に関するもの	基本構想、計画、実施計画、設計工事関係
9 各種施策、行政運営上のシステム等のソフト事業の実施に関するもの	(1)	各種施策、ソフト事業等の検討過程、決定、実施、実績に関するものうち重要なもの	基本構想、計画、開催要領、検討会議、運営要綱、実績報告書
10 幹部職員の事務引継に関するもの	(1)	幹部職員の事務引継に関するもの	市（町・村）長・副市（町・村）長・部局長の事務引継書
11 予算、決算等財務に関するもの	(1)	予算要求書、決算書、財政状況に関するものうち重要なもの	予算要求書、決算書
12 監査・検査に関するもの	(1)	各所管課等の法令等に基づく指導・検査、会計検査に関するものうち重大な指摘に関するもの、定期監査等の各種監査に関するもの	〇〇監査調査書、監査結果報告書、監査意見書、住民監査請求、会計検査結果
13 選挙に関するもの	(1) (4)	市（町・村）長・市（町・村）議会の選挙の実施に関するもの	選挙結果
14 史跡、文化財等に関するもの	(1) (4)	国・県・市（町・村）指定の文化財、史跡名勝天然記念物、埋蔵文化財等に関するもの	指定申請書、指定通知・解除、伝行手等の郷土資料
15 請願、陳情等の意向及び動向に関するもの	(2)	市（町・村）民からの請願・陳情とその対応に関するもの価値	要望書、陳情書、請願書
16 許可、認可、承認に関するもの	(2)	市（町・村）民の権利義務関係に関するもの（登録・届出・変更許認可のうち軽易なものを除く。）	法人設立許可、協同組合設立認可、開発行為許可、公有水面の埋め立て、各種免許、許認可等の審査基準
17 争訟に関するもの	(2)	訴訟、土地収用裁決、審査請求に関するもの（軽易なものを除く。）	訴状、判決書、裁定書、和解文書、審査請求書、弁明書
18 行政代執行に関するもの	(2)	市（町・村）が行う行政代執行に関するもの	戒告書、代執行令書、指導・勧告・命令等に関する資料
19 叙位、叙勲、褒章及び表彰に関するもの	(3)	叙位・叙勲・褒章及び表彰（市（町・村）民生活に顕著な功績又は効果をもたらしたと認められるもの）に関するもの	叙勲褒章関係、〇〇表彰関係、内申関係
20 調査及び統計に関するもの	(3) (4)	市（町・村）が行う重要な調査・統計の実施方針や調査項目の策定過程、調査結果に関するもの	各種統計に係る例規類
21 行事、事件、災害等に関するもの	(3) (4)	市（町・村）内で発生した重要な出来事に関するもの（市（町・村）外発生事案であっても本市（町・村）に関わりのある重要な出来事については保存する。）	全国的規模の行事・大会、外国との友好提携・交流の周年記念事業、行幸啓、激甚災害、風水害
22 その他将来歴史的価値を有すると見込まれるもの	(1) (2) (3) (4)	政治・社会・文化・世相を反映した文書のうち将来の市（町・村）民に伝えることが有意義と認められるもの	

※歴史的公文書等の評価選別基準の標準例（市町村用）の1（1）から（5）に該当する項目区分

別表2 評価選別対象外文書

分 類	説 明	文 書 の 例 示
1 全て歴史公文書等とするもの	昭和〇年度以前に作成取得された文書 (※昭和の大合併(昭和28年度)等、市町村にとって節目となる重要な年度)	
2 全て歴史公文書等としないもの	(1) 庶務、経理その他定型的業務を遂行していく過程で作成される次に掲げるもの	① 会計関係の文書 調定書、支出負担行為書、口座振替通知書、過額納金還付通知書
		② 職員の給与・福利厚生関係の文書 給与、健診結果、共済、各種手当の認定簿
		③ 職員の服務関係の文書 旅行命令(依頼)簿、出張復命書、出勤簿、休暇簿、時間外勤務命令簿、特殊勤務命令簿、研修関係書類、人事評価(勤務評価)
		④ 文書の收发関係の文書 文書受付簿、文書処理簿、文書発送簿
		⑤ 物品の管理関係の文書 物品の管理に関する諸帳簿
		⑥ 公用車の管理関係の文書 車両運行日誌、車両修繕簿、車両燃料記録簿
		⑦ 定例的な窓口業務関係の文書 個人が行う各種申請書類、各種給付に関する書類、諸証明発行関係書類、施設使用許可等に関する書類
		⑧ 施設の日常的な維持管理関係の文書 庁舎管理委託関係書類、保守点検関係書類
		⑨ その他上記に準ずる文書
	(3) 各種調査報告書、市(町・村)公報の原稿、統計の集計表などで別に刊行物にその内容が記載されているもの	

# 首都圏アンテナショップ「とっとり・おかやま新橋館」の継続について

平成30年5月21日  
東京本部  
販路拡大・輸出促進課

首都圏アンテナショップ「とっとり・おかやま新橋館」は、平成30年度末に入居建物の賃貸借契約の期限が到来します。平成26年9月の開設から現在までの実績を踏まえ、さらなる情報発信・販路開拓に向けた取組を行うため、平成31年度以降も首都圏において、現在の店舗で岡山県との共同アンテナショップを継続したいと考えており、今後の賃貸借契約の締結について建物所有者との交渉を進めます。

## 1 アンテナショップの設置目的等

### (1) 設置趣旨・目的等

- 首都圏の消費者に、山陽と山陰の異なる気候風土や歴史文化に培われた両県産の特色ある食材・食品その他の特産品を一堂に展示・紹介することにより、相乗的に顧客満足度の向上と産地側のアピール力向上を図る。
- アンテナショップを首都圏における両県産品や観光、移住等に関する総合的な情報発信拠点として、観光客入込数の増加や県産品の販路拡大、I J Uターンの促進等に資する。

### (2) 主な機能

- 1階 物販店舗
- 2階 飲食店舗、催事スペース、観光・移住コーナー、ビジネスセンター

### (3) 機能充実の検討内容

- 飲食店舗の魅力度向上（店内装飾の一部変更、調理設備の機能強化）
- 物販店舗のアピール力強化（商品展示設備の更新、生鮮品冷蔵ケースの増設）
- 外国人対応の充実（免税対応機器等の導入、接客用翻訳機の整備）
- ビジネスセンターの機能充実（共同ワーキングスペースの整備、I J Uターン就職支援機能の設置）

## 2 建物所有者からの賃貸借契約の提示内容

- (1) 契約の相手方 東急不動産株式会社（本社：東京都渋谷区）
- (2) 契約条件 平成31年4月1日から5年間の定期建物賃貸借契約
- (3) 所在地 東京都港区新橋一丁目11-7 新橋センタープレイス1・2階
- (4) 面積 941.35㎡（1階：354.01㎡、2階：587.34㎡）
- (5) 賃貸借料 5年間：422,086千円（税込）〔鳥取県負担分、現状維持〕

※東京オリンピック・パラリンピックを控え、都内の賃借料が高騰している中において据置

## 3 今後のスケジュール（予定）

- 平成30年6月 次期賃貸借契約に係る債務負担行為の予算案を6月議会で提案
- 7月 次期運営事業者の公募開始（9月頃 事業者決定）
- 平成31年4月 改修工事等を実施（約1か月間閉館）
- 4月末 リニューアルオープン

【参考】首都圏アンテナショップ「とっとり・おかもま新橋館」の運営状況（平成29年度実績）

1 入館者数（平成29年度）

506,369人（前年度比：101.5%）

※開館（平成26年9月28日）からの延べ入館者数 1,777,120人（平成30年3月31日現在）

※年度別入館者数

年度	入館者数（対前年度）
平成26年度	279,157人
平成27年度	492,611人
平成28年度	498,983人（101.3%）
平成29年度	506,369人（101.5%）

（注）平成26年度は、平成26年9月から平成27年3月の期間

2 売上金額（平成29年度）

1階 物販店舗（対前年度）	2階 飲食店舗（対前年度）	計（対前年度）
270,638千円（103.2%）	87,957千円（102.1%）	358,595千円（103.0%）

3 催事スペース等の利用日数【鳥取県分】（平成29年度）

区分	利用日数（対前年度）
プロモーションゾーン（1階）	122日（102.5%）
催事スペース（2階）	108日（75.0%）

4 観光・移住コーナーにおける相談件数【鳥取県分】（平成29年度）

区分	相談件数（対前年度）
観光関係	739件（93.9%）
移住関係	37件（86.0%）
計	776件（93.5%）

5 ビジネスセンターの長期利用件数【鳥取県分】（平成30年3月31日現在）

8ブース中、4社4ブース

6 マスコミへの露出（平成29年度）

- ・テレビ：スッキリ（5月31日放映、日本テレビ）他7件
- ・ラジオ：午後はドキドキ！（4月3日放送、BSSラジオ）他30件
- ・新聞：新潟日報おとなプラス（4月5日掲載、新潟日報）他54件
- ・雑誌：散歩の達人肉グルメ（4月1日掲載、交通新聞社）他12件
- ・ネット配信等：風土47（5月1日掲載）他13件



プリンセスかおりのPR  
（プロモーションゾーン1階）



「とりそらたかく」選定商品首都圏初お披露目PR  
（催事スペース2階）